

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
福岡保育こども医療福祉専門学校		平成18年4月1日		阿波谷 亮治		〒 812-0026 (住所) 福岡市博多区上川端町13-19 (電話) 092-271-2285			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人大原学園		昭和54年4月1日		中本 毎彦		〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田一丁目1番3号 (電話) 03-5261-7717			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成20(2008)年度	-	平成27(2015)年度		
学科の目的	本学科は、教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通じて介護技術に関する高度な知識・技術を取得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ、専門的な能力を育成することを目的とする。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	〈取得可能な資格〉 介護福祉士、レクリエーション・インストラクター、漢字能力検定 等								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,074 単位時間	1,308 単位時間	850 単位時間	456 単位時間	0 単位時間	
		単位		単位	単位	単位	単位	単位	
生徒総定員	生徒実員(A)		留學生数(生徒実員の内数)(B)		留學生割合(B/A)	中退率			
80 人	80 人		71 人		89% %	1 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		36 人						
	■就職希望者数(D)		36 人						
	■就職者数(E)		36 人						
	■地元就職者数(F)		36 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %						
	■進学者数		0 人						
	■その他								
	なし								
(令和 6 年度卒業者にに関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)									
■主な就職先、業界等									
(令和6年度卒業生)									
介護業界(特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設)、障がい者支援施設等									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無				
評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/fukuoka_iryu/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)								
	総授業時数				2,074 単位時間				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				456 単位時間					
うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間					
うち必修授業時数				2,074 単位時間					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				456 単位時間					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間					
	(B:単位数による算定)								
	総単位数				単位				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位					
うち企業等と連携した演習の単位数				単位					
うち必修単位数				単位					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位					
うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位					
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				4 人				
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				1 人				
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人				
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				0 人				
	計				5 人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				5 人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を習得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉分野における学修の領域、人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケア等の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(教務課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして、本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に、次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長・教務部長が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目・内容・手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名 前	所 属	任期	種別
小島 香代子	公益社団法人福岡県介護福祉士会 副会長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	①
松尾 由紀	社会医療法人青洲会 青洲会クリニック 志免在宅ケアセンター センター長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	③
堀畑 寛	社会医療法人桜花会 特別養護老人ホームライフケア大手門 施設部長	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	③
阿波谷 亮治	福岡保育こども医療福祉専門学校 校長	—	—
藤田 隆之	福岡保育こども医療福祉専門学校 教務部長兼介護福祉・留学生課課長	—	—
石井 祥子	福岡保育こども医療福祉専門学校 介護福祉・留学生課 課長補佐	—	—
井手 幸恵	福岡保育こども医療福祉専門学校 介護福祉学科専任教員	—	—
香椎 健人	福岡保育こども医療福祉専門学校 介護福祉学科専任教員	—	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (8月、12月)

(開催日時(実績))

令和6年度 第1回 令和6年 8月 8日 16:00～16:50

令和6年度 第2回 令和6年12月12日 16:00～16:50

令和7年度 第1回 令和7年 8月 7日 16:00～16:50

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①『地域包括ケアシステムについて』

地域包括ケアの課題はそれぞれの職種について人材が不足していること、以前に比べて連携できる仕組みができていないものの、一部の地域にとどまっていることから、介護福祉士がその役割を一部担わないといけない状況もある。そのため、介護福祉士の養成施設として、地域特性を踏まえた実習や多職種に関する教育も行うことで、即戦力を育成していくことが重要であり、そのために今後どのような教育を施していくべきか検討していくこととした。

②『介護福祉士国家試験パート受験について』

国家試験が総合点に加えてパート(人間と社会、介護、こころのからだの仕組み等)ごとの基準点を満たす必要になったことで、学力の低い学生が「足切り」で不合格になるリスクが生じることになるため、学習状況の早期把握と補修や個別指導による基礎理解を徹底していくための対策を検討し、実施していくこととした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ② 老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 老人、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
介護実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	ライフケア大手門、いきいき八田、いきいき箱崎、青洲の里、恵風苑 等
介護実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設として、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通じ、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	アットホーム福岡、青洲の里、いきいき八田、いきいき箱崎、シティケア長住 等
介護実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	ムーンシャドウ、アットホーム諸岡、ライフケア大手門、ライフケア柏原、シティケア長住 等

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために大原学園教員研修規定に基づき、計画的に下記のとおり教員研修の環境を整える。		
①教員に対し学生に指導できるよう実践的な知識・指導スキル研修を身に付けさせる。		
②学生が在学中に取得する資格について教員も講習を受講する。		
③学外で実施される分野関連講習会を教員が受講する。		
④指導力の修得に関する研修を受講する。		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針		
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記		
専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために大原学園教員研修規定に基づき、計画的に下記のとおり教員研修の環境を整える。		
①教員に対し学生に指導できるよう実践的な知識・指導スキル研修を身に付けさせる。		
②学生が在学中に取得する資格について教員も講習を受講する。		
③学外で実施される分野関連講習会を教員が受講する。		
④指導力の修得に関する研修を受講する。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	福祉施設における虐待防止の取り組みについて	連携企業等: 協力施設の施設長等
期間:	令和6年3月10日(日)	対象: 介護福祉学科教員
内容	2024年の介護保険改正において、「高齢者虐待防止の推進」が盛り込まれ、高齢者虐待の防止に向けた更なる対応が求められている。現在、高齢者施設等で実際に行われている高齢者虐待防止に向けた職員への研修や、虐待防止委員会での取り組み、介護現場での取り組み等について、施設における事例や実際の取り組みなどを説明していただいた。	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	退学防止セミナー	連携企業等: 株式会社進研アド
期間:	令和6年6月27日(木)	対象: 介護福祉学科教員
内容	最新データや事例紹介を基に中退防止に向けた学力向上への取り組み学ぶ	
研修名:	生きづらさを抱える人々への支援 ～子どもから大人まで～	連携企業等: 福岡県精神保健福祉協会
期間:	令和6年7月31日(水)～令和6年9月23日(月)	対象: 介護福祉学科教員
内容	①精神疾患の正しい理解 ②生きづらさを抱えた子ども・若者の理解と支援 ③トラウマインフォームドケア ④不登校・引きこもりの理解と支援	
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	福祉・介護事業者のためのカスタマーハラスメント研修	連携企業等: 福岡県社会福祉協議会
期間:	令和7年10月16日(木)～令和7年11月14日(金)	対象: 介護福祉学科教員
内容	福祉の現場で大きな問題となっているカスタマーハラスメントについて、対策の基礎知識や対処法を学ぶとともに、事例を通じて福祉・介護事業者の心構えを習得し、組織的な仕組みづくりに役立てていくための研修	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	世代を超えたメンタルヘルスの支援～支援者の“困った”を支える～	連携企業等: 福岡県精神保健福祉協会
期間:	令和7年8月20日(水)～令和7年8月21日(木)	対象: 介護福祉学科教員
内容	講義1 知的障害を伴わない発達障害の生きづらさ、講義2 困った人は実は困っている人、講義3 不安とうつへの認知行動療法の統一プロトコル、講義4 ケアする人も楽になるストレスコーピング	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行う事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4) 学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。
(5) 学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。

(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	①留学生の受入れ・派遣について、戦略を持って行い、在籍管理等において、適切な手続き等が行われているか。 ②学修成果が国内外で評価される取り組みを行っているか。

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

退学者の低減について適正に運営されているものの、退学者低減に際して以下提言があった。

①定期的に学生と担任等が1対1で面談を実施する。

②指摘だけでなく、褒めることの重要性を教職員が理解すること。

③風通しの良いクラス運営、雰囲気作りが大切であること。等

上記を学校全体で意識して取り組むことにより、本書類作成時点では退学者数は前年度に比して減少傾向となっている

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
富岡 美穂	富岡美穂税理士事務所	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
吉竹 知恵美	イオン九州株式会社	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
新開 盛弘	上川端町四区自治会	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	近隣住民
森部 誠司	株式会社にしけい	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
長野 潤平	医療法人堺整形外科医院 福岡スポーツクリニック	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
真野 素行	社会福祉法人真和会第2板付保育園	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
長谷川 正志	社会医療法人青洲会グループ	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
永椎 広典	GMOペパボ株式会社	令和7年7月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員
平田 武志	株式会社Lab.751 HIROSHIMA	令和7年7月1日～ 令和9年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和7年10月6日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、関係業界、地域住民、保護者、教育機関関係者など関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携・協力の推進に資する観点から、積極的な情報提供に取り組む。
 ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
 ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①概要 ②教育方針 ③沿革
(2)各学科等の教育	①入学定員 ②受入方針 ③進級要件 ④卒業要件 ⑤称号付与 ⑥目標とする試験 ⑦主たる試験の合格実績 ⑧卒業生の進路
(3)教職員	①教職員数 ②教職員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	①キャリア教育 ②実習・実技等 ③就職支援等
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②課外活動
(6)学生の生活支援	①完全担任制 ②就職教育
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	留学生の受入
(11)その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())
 URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>
 公表時期: 令和7年10月6日

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			人間の理解Ⅰ	「人間の尊厳」を理解するためには、「尊厳」の内容を具現化することが必要であり、具体化していく過程を通して、介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、配慮すべきことを同じ人として理解する。そのためには、自立・自律像の多面的理解を促し、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について、具体的な事例を取り上げ展開する。	1 前	30	1	○			○		○		
2	○			人間の理解Ⅱ	人間関係とコミュニケーションの基礎では、自己理解、他者理解をもとに対人関係とコミュニケーションについて理解する。また、コミュニケーションの技法の基礎を学び、組織におけるコミュニケーションについて理解する。チームマネジメントでは、ヒューマンサービスとしての介護サービスの特徴を踏まえ、チーム運営の基本や人材育成の管理法の基礎を学ぶ。	1 前	60	2	○			○		○		
3	○			社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。	1 前	60	2	○			○		○		
4	○			レクリエーション基礎	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2 後	30	1	○			○		○		
5	○			レクリエーション指導	ホスピタリティトレーニングやアイスブレイキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。	2 後	40	2		○		○		○		
6	○			社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2 後	30	1		○		○		○		
7	○			情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。	2 後	30	1		○		○		○		

8	○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30	1	○			○		○		
9		○	人間と社会特論Ⅰ	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための能力を養う学習とする。	1前	30	1	○			○		○		
10		○	人間と社会特論Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、コミュニケーション能力を養うための学習とする。	2前	30	1	○			○		○		
11		○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2前	30	1	○			○		○		
12		○	生活文化の基礎Ⅰ	国語を中心として、手紙・ビジネス文書の書き方、日本語・漢字の練習、話し方、敬語の使い方等を学習し、読解力・作文能力を養い、社会人として、また介護士として正しい日本語の使い方を習得する。	1前	30	1	○			○		○		
13		○	生活文化の基礎Ⅱ	国語を中心として、手紙・ビジネス文書の書き方、漢字の練習、話し方、敬語の使い方等を学習し、読解力・作文能力を養い、社会人として、また介護士として正しい日本語の使い方を習得する。	1前・後	30	1	○			○		○		
14		○	生活文化の応用Ⅰ	国語を中心として、手紙・ビジネス文書の書き方、漢字の練習、話し方、敬語の使い方等を学習し、読解力・作文能力を養い、社会人として、また介護士として正しい日本語の使い方を習得する。	2前	30	1	○			○		○		
15		○	生活文化の応用Ⅱ	介護福祉士国家試験にて用いられる内容を中心に実務上求められる言葉や実務用語を理解し、実務上で円滑な話し方、敬語の使い方等を習得することで、介護士として正しい知識や日本語の使い方を習得する。	2前・後	30	1	○			○		○		
16	○		介護の基本Ⅰ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
17	○		介護の基本Ⅱ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
18	○		介護の基本Ⅲ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30	1	○			○		○		
19	○		介護の基本Ⅳ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1後	30	1	○			○		○		

20	○		介護の基本Ⅴ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやＩＣＦ、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○		
21	○		介護の基本Ⅵ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやＩＣＦ、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	1	○			○		○		
22	○		コミュニケーション技術Ⅰ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	1 前	30	1	○			○		○		
23	○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2 前	30	1	○			○		○		
24	○		生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ＩＣＦの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1 前	60	2		○		○		○		
25	○		日常生活介護Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1		○		○		○		
26	○		日常生活介護Ⅱ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1		○		○		○		
27	○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○		
28	○		日常生活介護Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30	1		○		○		○		
29	○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○		

30	○		福祉住環境Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30	1	○			○		○		
31	○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○		
32	○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1		○		○		○		
33	○		介護過程Ⅰ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30	1		○		○		○		
34	○		介護過程Ⅱ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2		○		○		○		
35	○		介護過程Ⅲ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2		○		○		○		
36	○		介護総合演習Ⅰ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2		○		○		○		
37	○		介護総合演習Ⅱ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2		○		○		○		
38	○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40	2		○		○		○		
39	○		介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120	3		○				○	○	○
40	○		介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160	4		○				○	○	○

41	○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 前	176	4		○			○	○		○
42	○		介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90	3		○		○		○		
43		○	福祉住環境Ⅱ	介護福祉士の職能の一つとして、日常生活活動の支援がある。環境因子である居住環境を改善することで、対象者の生活機能の維持・向上を図る事が出来る。居住環境の改善に関連する制度や施策、関連する職能との連携および居住環境改善を行う為の基礎知識を学ぶ。	2 前	30	1	○			○		○		
44		○	介護特論Ⅰ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅰ・Ⅱ、生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1	○			○		○		
45		○	介護特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅲ・Ⅳ・日常生活介護Ⅰ・Ⅱ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1	○			○		○		
46		○	介護特論Ⅲ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本Ⅴ・Ⅵ・日常生活介護Ⅳ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30	1	○			○		○		
47		○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・Ⅴ・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○			○		○		
48		○	介護実践Ⅰ	企業や施設等での研修を通じて、礼儀・マナーなど社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 前	30	1		○			○	○		
49		○	介護実践Ⅱ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、様々な事業所を見ることで、ボランティア等自身の活動の場を広げることができる。	1 後	30	1		○			○	○		
50		○	介護実践Ⅲ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、実際の介護現場での体験を通じて、自分の適性を確認できるようにする。	1 後	30	1		○			○	○		
51		○	介護実践Ⅳ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。また、働くことの意味と厳しさ、楽しさを体感し、自分の就職活動の幅を広げる。	2 前	30	1		○			○	○		

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	下記に定める授業時間（単位）の履修及び所定の授業科目の成績評価に基づき卒業審査により行い、認定者には校長が卒業証書を授与する。 2,074時間（68単位）	1 学年の学期区分	2 期
	履修方法：授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかより又はこれらの併用で行うものとする。 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP（Grade-Point）を与える。 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀・優・良・可を取得した学生には所定の単位を与える。	1 学期の授業期間	22 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。